

職員の退職管理に関する政令の概要

1. 行為規制関係

(1) 求職活動規制

※ 職員は、監視委員会又は監察官の承認を受けた場合等を除き、職務と関係のある一定の営利企業等（営利企業及び非営利法人）に対し求職活動を行うことが禁止されている。

(a) 求職活動が禁止される範囲（利害関係企業等）【第4条】

- ・ 職員が職務として携わる以下の事務の相手方である営利企業等とする。
 - 許認可、補助金等の交付、立入検査、不利益処分、行政指導（法令に基づくものに限る。）、契約（契約の総額が二千万円未満のもの等は除く。）、犯罪の捜査 等

(b) 求職活動規制が適用されない職員の範囲【第7条】

- ・ 本省係長級相当職以下の職員については求職活動規制の適用除外とする。

(c) 監視委員会等による承認の基準【第8条】

- ・ 以下の場合のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合には、職員は、監視委員会又は監察官の承認を得て、利害関係企業等に対し求職活動を行うことができるものとする。
 - (i) 関係法令の規定及びその運用状況に照らして職員の裁量の余地が少ないと認められる場合
 - (ii) 高度の専門的知識・経験を有する職員が、利害関係企業等からの依頼を受けて、再就職しようとする場合（現に立入検査を行っている等、当該利害関係企業等が職員と特に密接な関係にある場合を除く。）
 - (iii) 依頼を受けて親族の経営する利害関係企業等に就職しようとする場合（現に立入検査を行っている等、当該利害関係企業等が職員と特に密接な関係にある場合を除く。）
 - (iv) 一般に募集され、かつ、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合

(d) 監察官への委任の範囲【第11条】

- ・ 局長級未満の職員の承認権限は、監察官に委任することができるものとする。

(e) 再就職後の公表事項（あっせんの暫定承認についても同様の規定あり。）

【第37条、第38条】

- ・ 職員が求職活動の承認を得て再就職した場合、当該職員が在職していた府省は、離職後2年間、毎会計年度又は毎事業年度の終了後4月以内に、再就職先との間の契約・補助金の総額等を公表することとする。

(2) 働きかけ規制

※ 職員は、離職後2年間、離職前5年間（部課長以上はその職に就いていた間）に在職していた局等組織（局長以上は府省）の職員に対し、職務上の行為を要求・依頼すること

は禁止されている。

○働きかけ規制が適用されない場合【第20条～第22条】

- ・ 以下の場合においては、営利企業等に再就職した職員は、在職していた機関の職員に対し、職務上の行為を要求・依頼することができるものとする。
 - (i) 非特定独立行政法人、特殊法人等に再就職した職員が、その業務に関して職務上の行為を要求・依頼する場合
 - (ii) 法令に違反する事実を是正するために処分を求める場合
 - (iii) 裁量の余地の少ない職務に関して職務上の行為を要求・依頼することについて、監視委員会又は監察官の承認を得た場合

2. 再就職情報一元管理関係

(1) 任命権者への届出

(a) 任命権者への届出手続・届出事項等【第26条、第27条】

- ・ 職員が再就職を約束した場合、任命権者に届け出なければならないこととされているが、その手続、届出事項等を定める。
- ・ 職員が管理職以上である場合、内閣総理大臣が再就職情報を公表することとされているが、その場合の管理職の範囲を行(一)7級Ⅱ種以上の職員等とする。

(2) 内閣総理大臣への届出

(a) 事前の届出の対象となる独立行政法人等の地位【第28条】

- ・ 管理職であった者が、独立行政法人等の一定以上の地位に再就職する場合、事前に届け出なければならないが、その地位の範囲を役員等とする。

(b) 事前の届出の対象となる法人【第30条～第32条】

- ・ 事前の届出の対象となる法人を、非特定独立行政法人、特殊法人（一部）、認可法人並びに公益財団法人及び公益社団法人のうち、国と密接な関係を有する公益財団法人及び公益社団法人（特例民法法人を含む。）とする。

3. 内閣事前承認制度関係【附則第5条～附則第11条】

※ 職員は、離職後2年間、各府省と密接な関係にある営利企業に再就職する場合、人事院の承認が必要とされている。この事前承認制度は改正法施行とともに廃止されるが、再就職のあっせんがセンターに一元化されるまでの間、内閣による事前承認制度を暫定的に設けることとされている。

- ・ 原則として、現行の人事院による事前承認制度と同じ制度とする。
- ・ 現行の事前承認制度で認められている「公正な人材活用システム」（有識者による個別

審査制度)は廃止することとする。

4. 再就職あっせんの暫定承認関係

※ 各府省等の職員が職員の再就職あっせんを行うことは禁止され、センターに一元化することとされている。ただし、一元化されるまでの移行期間中は、監視委員会又は監察官の承認を受けた場合に限り、各府省等の職員による再就職のあっせんが認められている。

(a) 監視委員会等による承認の基準【附則第12条】

・ 以下の場合のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合には、職員は、監視委員会又は監察官の承認を得て、他の職員の再就職のあっせんを行うことができるものとする。

(i) (イ)から(ハ)を満たすこと。

(イ) 職員の知識経験の活用を図るために営利企業等からあっせん依頼があったこと

(ロ) あっせん先の営利企業等が下記に該当しないこと

・ 内閣府令で定める機関が不適切と指摘した契約の相手方

・ あっせんされる職員の利害関係企業等（利害関係企業等との間で携わる事務が関係法令の規定及びその運用状況に照らして裁量の余地の少ない場合を除く。）

(ハ) あっせんを受ける職員の離職に際してのあっせんに該当すること。ただし、企業側の依頼に応ずるために、元職員をあっせんすることが必要不可欠であると認められる場合は、この限りではない。

(ii) (イ)及び(ロ)を満たすこと。

(イ) 営利企業等からの依頼を受けて、高度の専門的知識・経験を有する職員を、当該営利企業等にあっせんする場合（現に立入検査を行っている等、当該営利企業等が職員と特に密接な関係にある場合を除く。）

(ロ) あっせんを受ける職員の離職に際してのあっせんに該当すること。ただし、企業側の依頼に応ずるために、元職員をあっせんすることが必要不可欠であると認められる場合は、この限りではない。

(iii) 廃職過員により離職を余儀なくされると見込まれる職員をあっせんする場合

(b) 監察官への委任の範囲【附則第17条】

・ 局長級未満の職員の承認権限は、監察官に委任することができるものとする。

(c) 再就職後の公表事項【附則第19条、附則第20条】

・ 職員があっせんの承認を得て再就職した場合、当該職員が在職していた府省は、離職後2年間、毎会計年度又は毎事業年度の終了後4月以内に、再就職先との間の契約・補助金の総額等を公表することとする。

5. 委員長等が任命されるまでの間の経過措置関係【附則第21条】

- ・ 監視委員会の委員長等が任命されるまでの間、内閣総理大臣が権限を行使するための所要の読替えを行う経過措置を定める。

6. その他

- ・ 子法人、退職手当通算法人、局等組織等、国家公務員法において政令に委任されている事項について定める。